

一般社団法人 日本統合医療学会
ハラスメント規程

制定年月日：2023年5月7日 理事会承認

第一章 総 則

第1条 (目的)

この規程は、一般社団法人 日本統合医療学会（以下、「本会」という）における、ハラスメント等に対する考え方およびこれに対する処分について定める。

第2条 (定義)

この規程の対象となるハラスメントは次のものとする。

1. 本会会員が、本会会員及び本会事務局職員（以下、「他の構成員」と称する。）に対して暴力的発言を加え、もしくは強迫的態度を示し、または自らの地位あるいは経歴等を利用して不愉快さを感じさせるような発言もしくは態度を示し精神的・身体的損害を与えること。
2. 本会会員が、他の構成員に対して性的忌避感を与えるような発言を加え、あるいは態度を示し精神的・身体的損害を与えること。
3. 本会会員が、他の構成員に対して教育・研究上の権力を濫用し、不適切で不当な言動を行うことにより、その者に、修学・教育・研究ないし職務遂行に差し支えるような精神的・身体的損害を与えること。
4. 上記以外のものであって、本会においてハラスメントとして問題視すべき事柄により精神的・身体的損害を与えること。

第3条 (新たなハラスメントへの対応)

今後、新たなハラスメントが定義される可能性を鑑み、本会はハラスメントに関する情報を収集する努力をし、前条の見直しを図るようつとめる。

第4条 (ハラスメントの申告)

ハラスメントを受けたと感じた本会会員およびこれを発見した本会会員は、本規程に基づき本会所定の様式の書面によって、代表理事に対してハラスメントの申告をすることができる。

第5条 (申告者の秘密保持)

本会は、申告を行った者およびその申告内容について秘密保持義務を負う。但し、法令上の事由等特別な事情がある場合を除く。

第6条 (ハラスメントに対する対応)

1. 代表理事は、ハラスメントの告発を受け、その内容が処分を必要とすると認めるときは、処分規程に基づく手続を取らなければならない。
2. 代表理事は、ハラスメントに関する処分をした場合、処分されたハラスメントの内容について本会会員に知らせなければならない。ただし、ハラスメントの当事者が誰であるかが確認できないようにしなければならない。

第7条 (ハラスメント事例の収集)

本会は、ハラスメントが起こった場合、その顛末について記録し、これを収集しなければならない。

第8条 (ハラスメント教育)

本会は、会員に対してハラスメントに関する教育を行うよう努めなければならない。

第9条 (規程の改廃)

この規程の改廃は本会理事会で決定し、総会に報告する。

第二章. 附 則

第10条 (施行日)

本規程は、2023年5月7日から施行する。